

青森県建設産業アクションプラン

～ 建設産業の再生・活性化をめざして～

青森県

平成16年3月

青森県建設産業アクションプラン

目 次

はじめに

- 1 アクションプラン策定の趣旨等・・・・・・・・・・ P 1
- 2 建設産業再生・活性化促進事業・・・・・・・・・・ P 3

建設企業の自助努力への支援

- 1 相談・情報提供及び支援体制の充実・強化・・・・・・・・ P 6
- 2 経営安定・強化に向けた支援・・・・・・・・・・ P 9
- 3 新分野・新市場進出への支援・・・・・・・・・・ P 16
- 4 県内建設企業の受注機会の確保・・・・・・・・・・ P 20

市場環境の整備

- 1 透明性の確保・・・・・・・・・・ P 23
- 2 公正な競争の促進・・・・・・・・・・ P 24
- 3 不正行為の排除の徹底・・・・・・・・・・ P 25
- 4 適正な施工の確保・・・・・・・・・・ P 27

はじめに

1 アクションプラン策定の趣旨等

この「青森県建設産業アクションプラン」は、次のような趣旨と考え方で策定しました。

策定の趣旨

建設産業は、本県のかげがえのない豊かな自然の保全や県民の豊かで安全な生活を支える県土づくりにおいて重要な役割を担っており、さらに、地域経済と雇用面において大きなウェイトを占めています。

しかし、現在、建設産業は、バブル崩壊後の長引く景気低迷と構造改革による公共投資の削減により、建設投資の大幅な減少という大きな構造変化に直面しており、その影響によって、今後、減少する建設投資に見合った規模に向け、市場競争を経て再編・淘汰が進むことが予測されています。

県としては、このような厳しい状況にあっても、建設産業が社会資本整備の担い手であり、本県の地域経済と雇用を支える基幹産業であることから、「青森県建設産業ビジョン」(平成15年3月策定)の方向性に基づき、具体的支援策をアクションプランとして策定し、意欲ある建設企業の経営改善等の自助努力を支援することとします。

これにより、公共事業縮小の地域経済・雇用への影響を最小限にとどめ、建設産業の構造改革を促進するものです。

支援の基本的な考え方

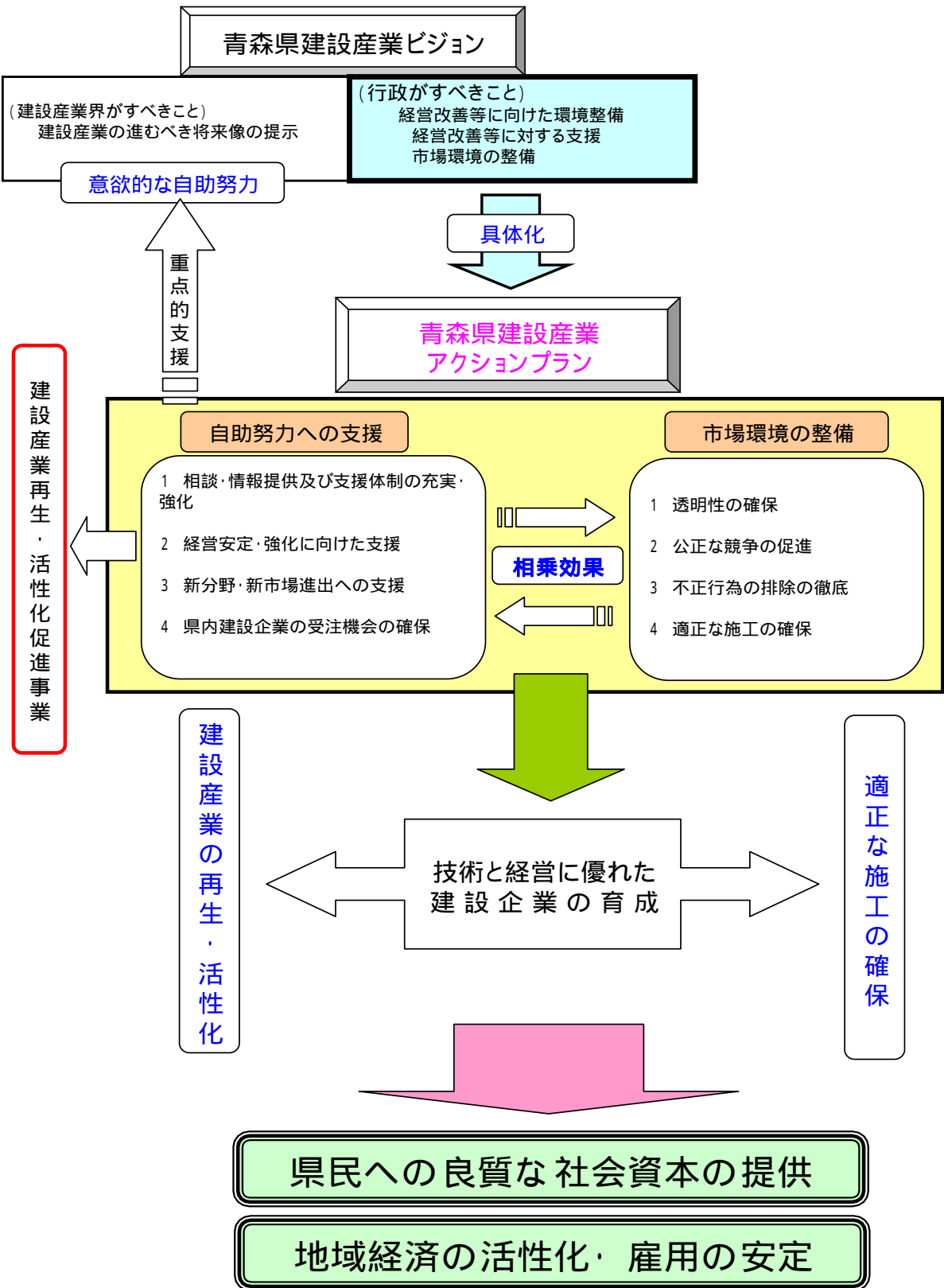
意欲ある自助努力に対する支援

県は、建設産業の構造改革を促進するにあたり、絶えず意欲的に経営改善等に向けた取組みを行っている建設企業の自助努力に対し県全体の施策を最大限活用して支援し、技術と経営に優れた優良な企業が伸びられる環境の整備に努めることを基本とします。

自主自立・自己責任

建設産業の構造改革、経営改善等の主役はあくまで個々の建設企業であり、自らの進むべき方向は、企業のトップ・経営者自らが自主自立の意識を持ち、自己の責任において決断すべきものです。

アクションプラン基本概念図



2 建設産業再生・活性化促進事業

～アクションプランの中核事業～

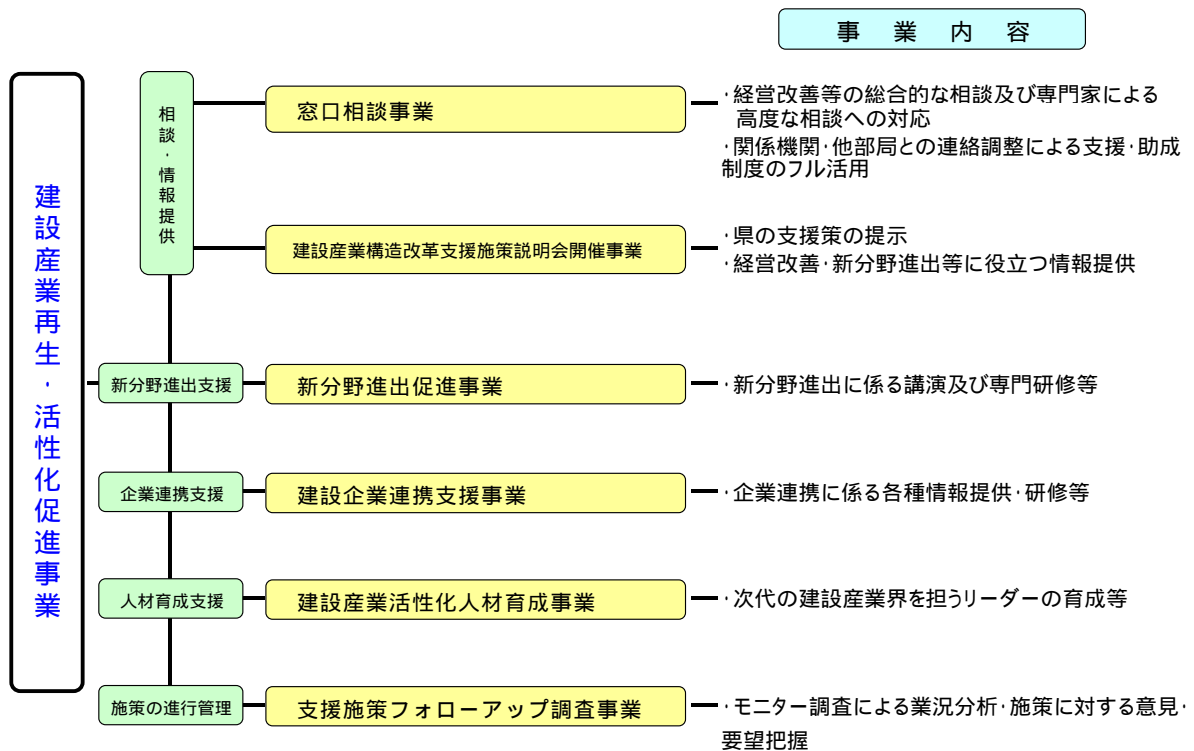
事業の趣旨・目的

アクションプランの中核事業として本事業を実施し、建設企業の経営改善等に向けた自助努力を重点的に支援することとしました。

これにより、県内建設投資縮減による地域経済・雇用への影響を最小限にとどめ、建設産業の再生・活性化、ひいては地域経済・雇用の安定化に資することとするものです。

事業体系・概要

当事業は、相談・情報提供、新分野進出支援、企業連携支援、人材育成支援の4つのメニューを基本として実施しながら、随時、建設業界の意識調査を行い分析することにより、施策の進行状況、現況、業界のニーズ等を把握し、次の施策展開につなげていきます。



建設企業の自助努力への支援

支援の視点

現在の厳しい経営環境の中にあっては、従来の依存的な考え方・体質のままでは生き残ることは困難な状況となっており、自らの企業の強みと弱みを客観的に把握し、将来の展望を見据えた経営戦略を立てるなど、自ら考え、自ら行動する自主自立の意識、取組みが強く求められています。

県としては、縮小し供給過剰構造となっている建設市場において淘汰が避けられない中にあっても、自主自立の精神で絶えず自助努力を続けている意欲ある建設企業が伸びられるよう、

- 1 相談・情報提供及び支援体制の
充実・強化
- 2 経営安定・強化に向けた支援
- 3 新分野・新市場進出への支援

などの視点から、「建設産業再生・活性化促進事業」（県土整備部監理課）を中心として、ソフト面から建設企業の積極的取組みを支援します。

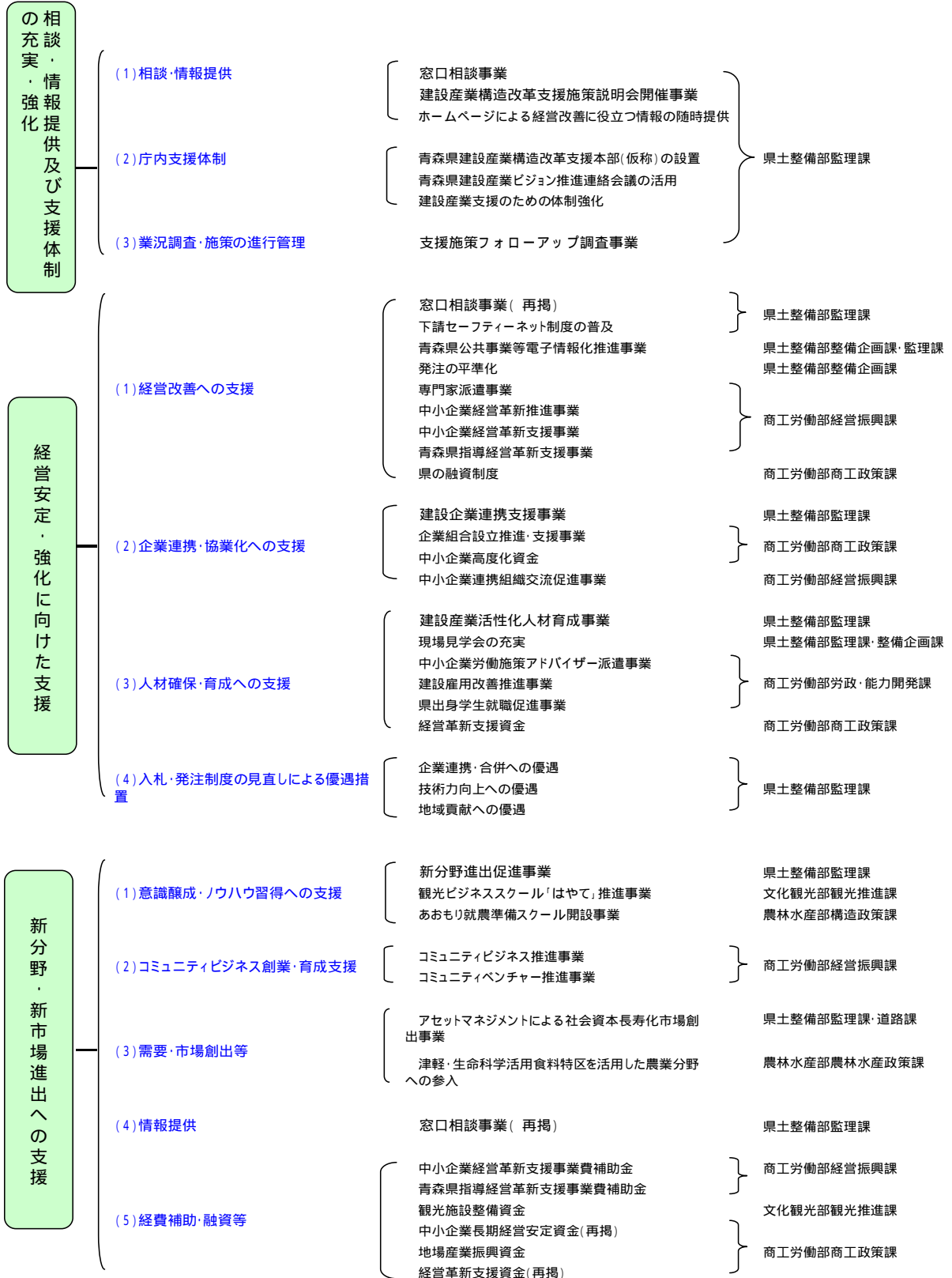
また、県内経済の活性化及び県内建設企業の育成の観点から、

- 4 県内建設企業の受注機会の確保

についても積極的に取り組んでいきます。

支援施策体系

太字は「建設産業再生・活性化促進事業」



1 相談・情報提供及び支援体制の充実・強化

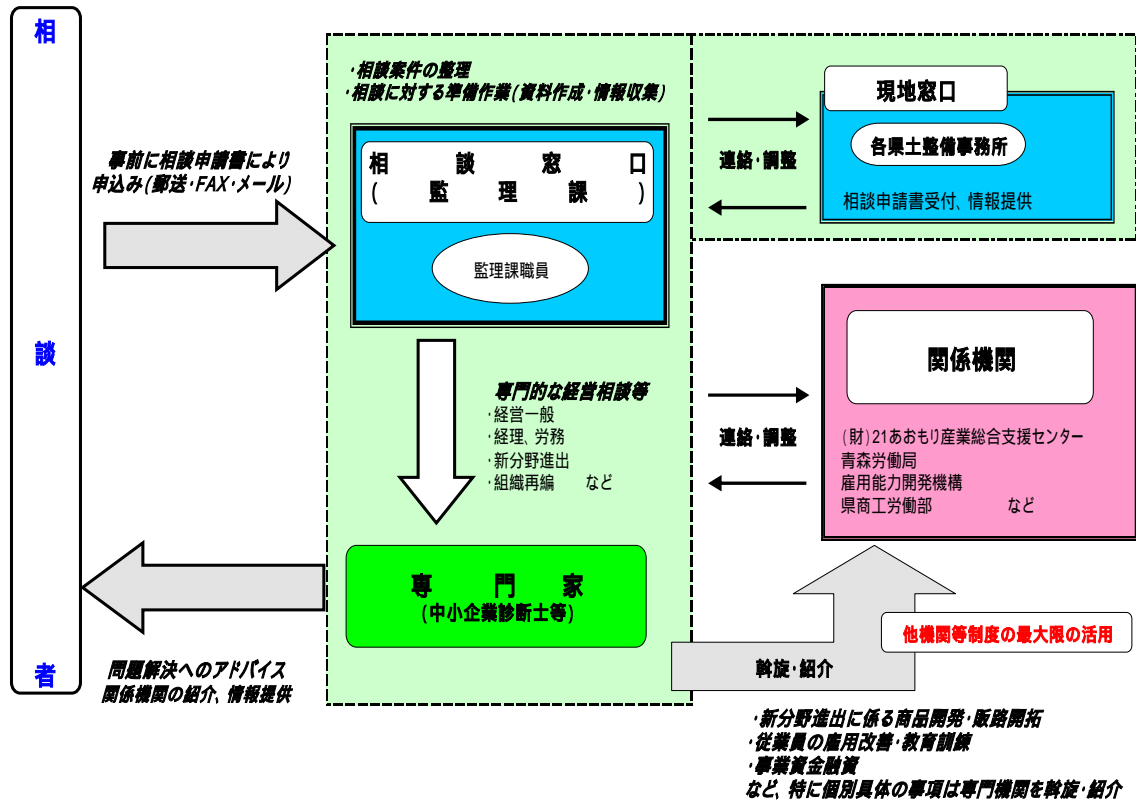
建設産業に特化した相談・情報提供機能を充実・強化するとともに、全庁的な支援体制を整備し、重点的に建設産業の構造改革を促進します。

相談・情報提供

(1) 窓口相談事業

- 建設産業に特化した相談窓口の設置

建設産業に特化した相談窓口を設置し、建設企業の経営改善や新分野進出に係る情報提供等を行うとともに、民間専門家を随時活用し、各種専門的な経営相談等に応じます。また、(財)21あおり産業総合支援センターをはじめとした関係機関や国の機関、庁内関係課との連絡調整を行うことにより、他の支援制度の最大限の活用を図ります。



(2) 建設産業構造改革支援施策説明会開催事業

建設産業支援施策説明会の開催

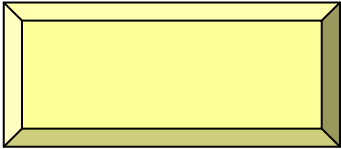
厳しい経営環境に対応した県の重点的支援施策の内容や利用の仕方等について県内各地区を回り説明します。また、「青森県建設産業ビジョン」の具体策である本アクションプランの概要を説明し、今後の支援の具体的方向性を提示します。

「建設産業構造改革支援ハンドブック」作成

建設産業の構造改革に資するため、建設産業再生・活性化促進事業の概要とその利用の仕方、国・県・関係機関の融資助成制度など、経営改善に役立つ情報を総合的に網羅したハンドブックを作成します。

(3) ホームページによる経営改善に役立つ情報の随時提供

ホームページにより、経営改善、新分野進出、企業連携等に関する情報、県の施策の動向等、経営改善に役立つ情報を随時提供します。



庁内支援体制

(1) 青森県建設産業構造改革支援本部(仮称)の設置
建設産業の構造改革を、全庁的な体制で推進するため、関係各部長で構成する「建設産業構造改革支援本部(仮称)」を設置し、各部の枠を超えた支援を推進します。

(2) 青森県建設産業ビジョン推進連絡会議の活用
アクションプランの推進にあたり、必要となる関連施策についての連絡調整・情報共有及び検討を行い建設産業の再生・活性化を促進するため、全庁横断的な組織として関係各課長で構成する標記会議を設置し、支援策の推進を図ります。

(3) 建設産業支援のための体制強化
厳しい経営環境にある建設産業の自助努力を重点的に支援するため、県土整備部監理課内における支援体制の充実・強化を図ります。

業況調査・施策の
進行管理

(1) 支援施策フォローアップ調査事業

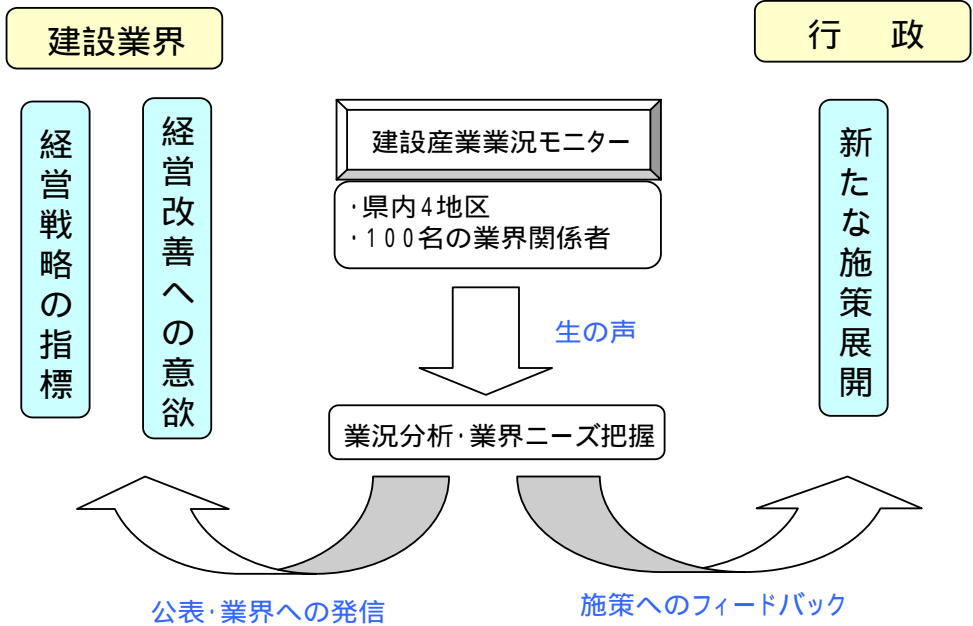
建設企業モニター調査の実施

県内主要各地区、各業種をバランス良く選定した100名の業界関係者を対象としたモニター調査により、現在の業況・今後の見通し、施策に対する要望・意見等を調査・把握します。

調査結果の分析・公表、施策へのフィードバック

調査結果を分析・検討し、その結果をフィードバックすることにより、今後の施策展開に役立てます。

また、調査結果をホームページ等で公表することにより、建設企業の経営改善等の方向付けに寄与します。



2 経営安定・強化に向けた支援

建設投資が縮小する中で、大競争時代を生き抜いていくためには、外部環境の変化に注意を払いつつも、従来の公共投資に依存した経営体質を改めながら自社の内部環境の革新を進め、周囲の環境変化に大きく影響されない経営基盤を築くことが必要です。

このことから、

経営改善 企業連携・協業化 人材育成・確保

の面から、建設企業の自助努力に対し支援するとともに、

入札・発注制度の見直しによる優遇措置

を講じ経営改善等の成果を評価することにより、技術と経営に優れ、地域に貢献する建設企業の育成を図ります。

経営改善への支援

事業名等	事業内容	担当課
窓口相談事業 (再掲) (建設産業再生・ 活性化促進事業)	建設産業に特化した相談窓口の設置 建設企業の経営改善や新分野進出に係る情報提供等各種 総合的な相談及び専門家による高度な相談に対応します。 また、関係機関・庁内関係課との連絡調整による支援・助 成制度の最大限の活用を図ります。	監理課
下請セーフティ ネット制度の 普及	建設企業の資金需要に的確に応えるため、下請セーフティ ネット制度の普及を図ります。	
青森県公共事 業等電子情報化 推進事業	建設企業及び県における業務の効率化及びコスト縮減等 に資するため、インターネット利用による「電子入札システ ム」導入を推進します。	整備企画課 監理課

発注の平準化	効率的な経営が可能となるよう、ゼロ県債、フレックス工期などにより、発注の平準化を図ります。	整備企画課
専門家派遣事業	建設企業の経営の向上を図る取組み等を支援するため、建設企業の求めに応じ、中小企業診断士、ITコーディネータ、ISOシリーズ審査員、税理士、公認会計士、弁理士等の専門家を派遣し、診断・助言等を行います。 (実施主体:(財)21あおり産業総合支援センター)	経営振興課
中小企業経営革新推進事業	経営革新セミナーの開催や経営革新支援事業パンフレットの作成・配布を行います。	
中小企業経営革新支援事業	中小企業経営革新支援法に定める経営革新計画に基づき実施する、新事業動向等調査事業、新商品・新技術・新役務開発事業、販路開拓事業及び人材育成事業に係る経費の一部を補助します。	
青森県指導経営革新支援事業	県が定める青森県指導経営革新計画に基づき実施する、新事業動向等調査事業、新商品・新技術・新役務開発事業、販路開拓事業及び人材育成事業に係る経費の一部を補助します。	
県の融資制度		商工政策課
中小企業長期経営安定資金	長期的な経営の安定を図るための運転資金、設備資金を融資します。	
地場産業振興資金	地場産業の振興を図るため、地域に密着した地場産業を営む企業に対し、運転資金、設備資金を融資します。	
経営革新支援資金	新たな業種への進出、新商品・新技術の開発などの新たな取組み、情報化による経営の合理化・効率化やISO認証取得、労働力確保のための労働環境の整備などに取り組む企業に対し、設備資金、運転資金を融資します。	
セーフティネット資金	倒産企業に対して売掛債権等を有している企業、倒産企業等から事業を承継する企業、売上高又は受注高の減少等により経営の安定に支障を生じている企業等に対して、運転資金、設備資金を融資します。	
設備資金貸付制度	中小企業者の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入に必要な資金を無利子で貸し付けします。 (実施主体:(財)21あおり産業総合支援センター)	
設備貸与制度	中小企業者の創業及び経営基盤の強化に必要な設備を貸与又はリースします。 (実施主体:(財)21あおり産業総合支援センター)	

企業連携・協業化
への支援

事業名等	事業内容	担当課
建設企業連携 支援事業 (建設産業再生・ 活性化促進事業)	企業連携・協業化研修会の開催 専門家を招き、事業再構築の中で企業連携・協業化などの 各種手法を会得し、幅広い選択肢を自分のものとする企業連 携・協業化に関する研修会を開催します。	監理課
企業組合設立 推進・支援事業	「青森県中小企業団体中央会」に委託し、企業組合設立セミ ナー・交流プラザの開催及び専門家派遣などにより、企業組 合設立の推進・支援を行います。	商工政策課
中小企業高度 化資金	経営の近代化や体質改善を行うために、組合組織により集 団化、事業協同化などを実施する場合に長期・低利又は無利 子の設備資金を融資します。 融資限度額 対象事業費の80%～90% 融資期間 20年以内 高度化事業は細かく資金種類が分かれており、それぞれ融 資条件が限定されています。	
中小企業連携 組織交流促進事 業	異業種の中小企業者が相互の技術及び市場問題等につい て意見交換を行う場を設定することにより、経営資源の相互 補完等に資する企業連携の促進を図ります。 (実施主体:(財)21あおり産業総合支援センター)	経営振興課

人材育成・確保への支援

事業名等	事業内容	担当課
建設産業活性化人材育成事業 (建設産業再生・活性化促進事業)	<p>自主的調査研究グループ活動の支援</p> <p>県が、建設産業の構造改革等に意欲ある建設企業若手経営者等を対象に設置する自主的調査・研究グループが行う県内建設企業の受注拡大に資する調査・研究活動を支援し、その成果を業界全体に還元します。</p> <p>また、その自主的な調査・研究活動の支援を通じ、次代を担う建設産業界のリーダーを育成します。</p>	監理課
現場見学会の充実	<p>建設技能労働の魅力伝えるため、子供や学生等を対象として、工事の実際の作業状況や建設技能労働者の活躍をみていただく現場見学会を充実します。</p>	監理課 整備企画課
中小企業労働施策アドバイザー派遣事業	<p>労働条件、福利厚生等の充実及び勤労者の福祉向上を図るため、中小企業労働施策アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、労働環境に係る指導、助言、情報提供を行います。</p>	労政・能力開発課
建設雇用改善推進事業	<p>建設業労働者の雇用の改善、能力の開発及び福祉の増進等に積極的に取り組んでいる中小建設企業に対し知事表彰を行うとともに、建設雇用推進大会を開催し、建設労働者の雇用改善に対する啓蒙普及を積極的に図ります。</p>	
県出身学生就職促進事業	<p>県出身学生を対象とした「就職動向アンケート調査」を実施し、学生の意識調査等を行うとともに、県内就職を希望する県出身学生と建設業等県内企業との面談の場である就職ガイダンスを開催し、県内出身学生の県内就職促進を図っていきます。</p>	
経営革新支援資金（再掲）	<p>労働力確保のための労働環境の整備などに取り組む企業に対し、設備資金、運転資金を融資します。</p>	商工政策課

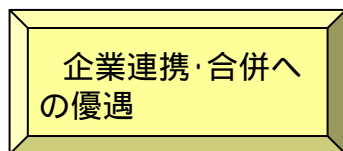
入札・発注制度の見直しによる優遇措置

～経営安定・強化に向けた自助努力の成果への優遇～

(県土整備部 監理課)

技術と経営に優れ、地域に貢献する建設企業を育成するため、企業連携等経営安定・強化に向けた取組みを行っている建設企業に対し、競争入札参加資格審査や受注機会の確保の面等において優遇措置を図ります。

(16年度に緊急に実施する項目は 表示)



厳しい経営環境の下、技術と経営に優れた建設企業が成長していくためには、経営安定・強化のための企業連携は不可欠になりつつあります。

このため、経営統合等の再編を促進し、建設産業全体の構造を変えていくこととし、企業連携に対する優遇措置を講じます。

競争入札参加資格における優遇	
	合併企業等に対しては、既に工事施工能力審査を受けている業種についても再審査を行い、格付けされている等級の変更を認めることにします。
	建設業に関わる全ての営業譲渡の場合は、合併と同様の取扱とします。
	合併企業及び協業組合に対しては、工事施工能力審査の際、一定の期間、総合評点の加算を行います。
受注機会の確保	
	一定の期間、合併企業等の等級の直近下位等級に対応する工事への入札参加資格を付与します。
	合併当事者等が合併前に認定されていた等級に対応する工事への入札参加資格を付与します。
	入札参加資格としての地域要件に関し、合併当事者等が合併前に主たる営業所を有していた管内への入札参加資格を付与します。

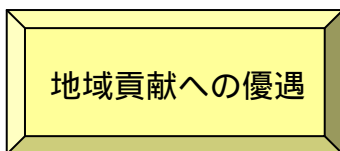
技術力向上への優遇

建設投資の縮小に伴い、価格競争が激化する中で、公共工事の品質を確保し、効果的に社会資本を整備することが求められています。

このため、競争入札参加資格審査や入札参加業者選定等において、技術力に優れた企業を優遇することとし、技術力向上に対する意欲を醸成します。

競争入札参加資格における優遇	
	工事成績評価の比重を高めます。
	土木一式及び建築一式工事において、必要とする有資格技術職員数を段階的に引き上げます。
	ISO9001:2000の認証取得を競争入札参加者に関する評点において、新たに加点項目とします。
	労働安全衛生マネジメントシステムの構築等（COHSMS及びOHSAS18001の取得並びに建設業労働災害防止協会への加入）について、競争入札参加者に関する評点において、新たに加点項目とします。
	ISO9001:2000の認証取得を入札参加資格とする工事を試行します。
入札参加業者選定等における工事成績の積極的な活用	
	県発注工事の直近の2カ年間の工事成績が平均80点以上である場合は、積極的に指名します。
	県発注工事の工事成績の平均が直近の2カ年間連続して60点未満である場合は指名しないこととします。
	制限付き一般競争入札において、工事成績状況を入札参加資格とします。
	県発注工事の工事成績について、一定の点数未満の評定を受けた場合、一定の期間、指名しないこととします。
	特に優良な工事成績を上げた企業に対しては、上位の等級に属する工事に係る入札に参加できるようにします。

技術力による競争が促進される入札・契約方式の導入	
	工事成績評価については、ホームページで公表します。
	参加申込型指名競争入札について、工事成績評価状況を反映する入札方式とします。
	経常建設共同企業体の対象工事について、港湾施設工事、漁港施設工事以外に拡大します。
	設計・施工一括発注方式、総合評価方式、性能規定発注方式等を導入することで、受注企業の持つ技術力の有効活用を図ります。



地域貢献への優遇

県民の安全で豊かな生活を守るため、災害に即応できる体制整備や地域活動への参加等地域における建設企業の果たす役割は今後も大きなものがあります。このような、地域貢献を行う建設企業を評価し、またその活動を促進するため、等級格付において優遇措置を講じます。

競争入札参加資格における優遇	
	災害等地域の危機管理に対応し県に協力している企業に加点します。
	1S014001 の認証取得を加点項目とします。
	障害者雇用、ボランティア活動、その他の地域活動等地域貢献を加点項目とします。

3 新分野・新市場進出への支援

建設市場が縮小し、淘汰の時代へ移行しつつあるなかで、「本業」の経営に重点を置きつつも、本業以外の新分野・新市場への進出についても、経営戦略の一つの選択肢として積極的に目を向けることも必要となっています。

しかし、新分野・新市場進出には、法律的な要因をはじめとした様々な参入障壁や不確実・未知な要素も多く、これらに対する先行投資等により経営リスクを伴うこともまた事実です。

進出すべきか否かを含め、どの分野にどのような形で進出すべきかなどは、周到な準備と十分な検討の上で、これまでの依存的な考え方を排除し、経営者自らが自らの判断と責任において決断すべきものです。

県としては、その決断が十分な情報を持ち、理解した上でのものとなるよう情報提供を行っていくとともに、進出に向けた自助努力が効果的なものとなるよう各種支援を行っていきます。

意識醸成・ノウハウ
習得への支援

事業名等	事業内容	担当課
新分野進出促進事業 (建設産業再生・活性化促進事業)	<p>新分野進出先駆者講演会開催 新分野進出に積極的に取り組んでいる全国の先駆的建設業経営者を講師として招き、進出に係る手法・問題点等同業経営者の生の声を聞く講演会を開催します。</p> <p>新分野進出専門講座の開設 新分野進出に向け、先進事例を分析・検討し、自社の進むべき方向性を見出す専門講座を開設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な事例を分析・検討し、新分野進出に必要なマネジメント手法や着眼点を学びます。 ・自社の問題として、実際に標的市場を設定し、市場分析や経営資源分析を行い、ビジネスプランを作成します。 	監理課

<p>観光ビジネススクール「はやて」推進事業</p>	<p>観光産業の実学の公開講座を観光ビジネススクール「はやて」として開設し、観光事業の起業等を支援します。</p> <p>観光企業化育成コース（修了者への起業支援を含む） 観光プロフェッショナル養成コース（修了者への就業支援を含む）</p>	<p>観光推進課</p>
<p>あおもり就農準備スクール開設事業</p>	<p>将来、就農したいと考えている人が、仕事を持ちながら休日を利用して農業の基礎を学ぶ「あおもり就農準備スクール」を開設し、建設産業等他産業等からの新規就農を促進します。</p> <p>受講内容：就農のための手順と支援策、野菜や花きの栽培方法、病害虫の駆除方法等の講習及び農作業体験等の実習</p> <p>修了者には、修了証を交付するとともに、実践的な就農研修を希望する場合には、受け入れ可能な農家を紹介します。</p>	<p>構造政策課</p>

コミュニティビジネス創業・育成支援

事業名等	事業内容	担当課
<p>コミュニティビジネス推進事業</p>	<p>住民セクターによる中間支援組織を立ち上げ、一元的にコミュニティビジネス事業の支援を行います。また、専門家派遣や事業資金助成を集中的に行い、コミュニティビジネスのビジネスモデルを創出します。</p>	<p>経営振興課</p>
<p>コミュニティベンチャー推進事業</p>	<p>地域の資源を活用した商品、技術、アイデアを活用した創業意欲の高い者または中小企業者に対して、中小企業挑戦支援法（1円起業制度）を活用しながら、事業の立ち上げから事業が軌道に乗るまで一貫した支援を行います。</p>	<p>経営振興課</p>

需要・市場創出等

事業名等	事業内容	担当課
アセットマネジメントによる社会資本長寿化市場創出事業	県の保有する膨大な社会資本を、アセットマネジメントにより費用効率的に維持管理し、建設産業の維持補修市場におけるあらたな需要を創出します。	監理課 道路課
津軽・生命科学活用食料特区を活用した農業分野への参入	特区制度を活用することにより、これまで、農業経営を行うことのできなかつた建設会社等の民間企業が、市町村を仲立ちとした農地の借入方式により農業分野へ参入し、農産物などを生産・販売できます。 対象となる農地の範囲 青森市、弘前市、黒石市、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町、鶴田町の農業振興地域内の農地	農林水産政策課

情報提供
(相談窓口)

提供する情報

- (1) 公的助成・支援制度等に関する情報
新分野・新市場進出に係る公的支援制度を最大限活用するため、相談者のニーズに応じ、各種公的支援措置の内容を紹介します。
- (2) 新分野進出の事例紹介
全国の新分野進出事例を、相談者のニーズに応じ、進出分野、進出形態等、区分ごとに検索し、取組み内容を詳細に紹介します。
- (3) 新分野進出のための地域市場動向情報
統計データ等を基に、人口や産業の状況などの基本情報の他、想定される新分野に関するデータ等を詳細に紹介します。
- (4) その他
 - ・構造改革特別区域制度について
 - ・新分野進出に際し確認すべきポイント、実務的な知識の紹介

経費補助・融資等

事業名等	事業内容	担当課
中小企業経営革新支援事業費補助金	中小企業経営革新支援法に定める経営革新計画に基づき実施する、新事業動向等調査事業、新商品・新技術・新役務開発事業、販路開拓事業及び人材育成事業に係る経費の一部を補助します。 限度額 補助事業に要する経費の2/3以内、又は、6,816千円のいずれか低い額	経営振興課
青森県指導経営革新支援事業費補助金	県が定める青森県指導経営革新計画に基づき実施する、新事業動向等調査事業、新商品・新技術・新役務開発事業、販路開拓事業及び人材育成事業に係る経費の一部を補助します。 限度額 補助事業に要する経費の1/2以内、又は、2,700千円のいずれか低い額	
観光施設整備資金	新たに観光事業を経営しようとする中小企業者に設備資金を融資します。 融資限度額 設備投資額の80%以内で限度額1億円 融資期間 10年以内	観光推進課
中小企業長期経営安定資金(再掲)	長期的な経営の安定を図るための運転資金、設備資金を融資します。	商工政策課
地場産業振興資金(再掲)	地場産業の振興を図るため、地域に密着した地場産業を営む企業に対し、運転資金、設備資金を融資します。	
経営革新支援資金(再掲)	新たな業種への進出、新商品・新技術の開発などの新たな取組み、情報化による経営の合理化・効率化やISO認証取得、労働力確保のための労働環境の整備などに取り組み企業に対し、設備資金、運転資金を融資します。	

4 県内建設企業の受注機会の確保

県内経済の活性化及び県内建設企業の育成を図る観点から、県で発注する建設工事については、原則として県内建設企業へ発注することとしています。この結果、平成14年度の県発注工事における県内建設企業の受注実績は、概ね件数で9割、金額で8割を上回る状況にあります。

一方、県外建設企業に発注する工事については、技術的に難度が高い工事や高度な施工管理を必要とする工事に限っており、工種別では法面工、橋梁工、下水道処理施設等の占める割合が多い状況にあります。

県では地元建設企業の受注機会の拡大を図る観点から、可能な限り分離・分割発注に努めるとともに、県外建設企業と県内建設企業との共同企業体方式等を推進します。

(県土整備部 監理課)

分離・分割発注等の促進

(1) 分離・分割発注の促進

地元建設企業、地元専門工事業者等の中小建設企業を活用することにより、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行います。

(2) 「一落ち条件」での入札の実施

分割発注した工事においては、同一業者が複数の入札案件を落札できないこととする、いわゆる「一落ち条件」で入札を行うこととします。

(3) 乙型建設共同企業体の導入検討

乙型建設共同企業体(分担施工方式のJV)方式での試行を行い、制度化について、検討することとします。

混合型共同企業体
方式等の促進

(1) 混合型JVの発注促進

県内建設企業の施工能力向上にも結びつく、
県外建設企業と県内建設企業との共同企業体
方式(混合型JV)での発注を促進します。

(2) 参加申込型指名競争入札・一般型(JV)へ
の県内建設企業の参加

県内に支店等を有する県外建設企業を対象
としている参加申込型指名競争入札・一般型
(JV)について、入札参加資格を満たす県内
建設企業が参加できるようにします。

(3) 2億円超の工事における地域限定型JV、混
合型JV適用の優先検討

土木一式工事については、特定建設工事共同
企業体の対象工事を原則5億円以上としてい
ますが、5億円未満の工事であっても2億円を
超える工事の発注にあたっては、地域限定型J
V(管内企業同士で構成するJV)、混合型J
Vの適用を検討することとします。

県内建設企業の下
請での優先使用

(1) 共通仕様書への明記

県外建設企業に発注する場合は、発注条件と
して、可能な限り県内建設企業を下請業者とし
て使用するよう、共通仕様書に明記します。

(2) 大手総合建設企業団体等に対する要請

大手総合建設企業団体等に対し、下請を活用
する場合は、県内建設企業への優先発注に努め
るよう要請します。

入札参加資格設定
における優遇

参加申込型指名競争入札等における参加資格の
設定に当たっては、県内建設企業を優先して資格
設定します。

また、県外建設企業を選定する場合には、県内
に支店・営業所を有する企業を優先します。

国等への要請

国、公団等の公共工事の発注者に対し、県内建
設企業への発注促進に努めるよう要請します。

市場環境の整備

視 点

公共投資に対する厳しい経済・社会環境の中で、今後とも「安全な県土と安心できる生活環境」の整備を計画的に進めていくため、その基盤づくりの担い手である本県の建設産業が健全で活力を有することが重要です。

このため、県は公共工事の発注者として、

- ・ 公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を確保すること
- ・ 限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること
- ・ 受注者の選定等適正な手続きにより公共工事を実施すること

が必要となります。このため、

- 1 透明性の確保
- 2 公正な競争の促進
- 3 不正行為の排除の徹底
- 4 適正な施工の確保

を入札契約の基本原則として、以下の市場環境の整備に取り組めます。

(県土整備部 監理課)

(16年度に実施するものは 表示)

1 透明性の確保

公共工事の入札契約に関し、県民に対し入札契約に係る情報を公表することを基本とし、不正行為の防止、透明性の確保に努めます。

また、公表に当たっては、より透明性を高めるため、インターネットの活用を積極的に推進します。

競争入札参加資格 審査基準の公表

審査の透明性、公平性をさらに高めるため、新たに競争入札参加資格審査基準を公表します

・算出方法、総合点及び格付基準等の審査結果を公表します。

情報提供システム の拡大

透明性、競争性の向上を図る観点から、これまでの発注見通し、入札予定情報、落札情報、工事情報等の公表に加え、以下の入札及び契約に関する情報をホームページで取得できるよう公表システムを拡大することとします。

・競争入札参加資格審査基準
・工事の施工状況の評価
・入札契約に関する各種規則や要領等

2 公正な競争の促進

適正な施工能力を有する建設企業による公正な競争が促進されるよう、入札契約方法の改善、電子入札システム導入等環境整備を図ります。

入札及び契約方法の改善

手続きの客観性、競争性の向上を図るため、入札契約方法の見直しを図ります。

等級格付けの基準としての有資格技術者数の見直し
土木及び建築一式工事において、等級格付けの基準としての有資格技術者数を段階的に引き上げます。

制限付き一般競争入札の対象工事等の見直し

現在、5億円以上の工事を対象に試行している制限付き一般競争入札の対象を拡大します。

「指名基準の運用」の策定

指名競争入札について、より一層、手続きの公平性・透明性を高めるため、「指名基準の運用」を策定します。

工事成績データベースの充実

技術力を重視した入札・発注方法を促進するため、県発注工事に関する工事成績データベースの充実を図ります。

電子入札システムの導入等

公正な競争の促進を図るだけでなく、競争性の向上、コスト縮減、事務迅速化が期待できる電子入札システムの導入等を図ります。

電子入札システムの導入

平成19年度導入完了を目途に、インターネット利用による電子入札システムを整備します。

電子申請システムの導入

等級格付けに係る競争参加者の資格申請について、インターネットを利用するシステムを構築します。

入札契約に係る図書等の簡素化・統一化

入札参加者の負担軽減を図るとともに、電子入札導入に伴い必要となる、入札契約に係る図書等の簡素化・統一化を図ります。

3 不正行為の排除の徹底

建設業の健全な発達を図り、公共工事の適正な執行を確保するため、不正行為の排除の徹底を図ります。

ペナルティの厳正
な適用

「指名停止基準の運用」の策定等により、指名停止などのペナルティについて、より一層、公平性、透明性を高めるとともに、厳正な運用を図り、談合等の不正行為の防止を徹底します。

(1) 「指名停止基準」の改正及び「指名停止基準の運用」の策定

「指名停止基準」を改正し、不法行為に関し企業の責任や体質が特に厳しく問われる場合等に、指名停止措置を強化します。

指名停止措置について、より一層、公平性・透明性を高めるため、「指名停止基準の運用」を策定します。

(2) 処分情報の公表等

建設業法に基づく処分について、ホームページなどにより、公表します。

国土交通大臣許可業者及び各都道府県知事許可業者の監督処分情報の共有化を図ります。

不良・不適格業者
の排除

適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な価格による施工等の支障となる不良・不適格業者(対象工事の規模や必要とされる技術力から見て、適切な施工を行い得ない企業等)の排除の徹底を図ります。

(1) 経営事項審査申請時の虚偽記載の排除

経営事項審査において、県独自で技術者データを整備し青森県建設工事管理システムとのリンクを図ることにより、技術職員の常勤確認の徹底を行います。

国で整備を進める企業評価・技術者評価の虚偽防止に係る総合的なチェックシステムとの連携を図り、不正・疑義業者チェックシステムの構築を図ります。

(2) ホームページ活用による業者情報の公表

相互監視による虚偽申請や不正行為の抑止等のため、ホームページ等を活用して、工事实績、技術者等の情報について、公表を図ります。

(3) 暴力団関係企業の排除

関係機関との連携を強化し、建設業界からの暴力団関係企業の排除を徹底します。

4 適正な施工の確保

公共工事の品質を確保し、社会資本の整備が的確に行われるようにするため、工事の施工段階における適正な施工体制の確保、公共工事の施工状況の積極的な評価等により、適正な施工の確保を図ります。

適正な施工体制の確保

配置技術者について、要件の厳格化や専任制の把握等を徹底し、適正な施工体制の確保を図ります。

(1) 主任技術者の現場専任制の徹底

専任を要する主任技術者等に対し、工事現場への抜き打ち点検、監理技術者資格者証の提示を求めるとともに、請負業者との直接かつ恒常的な雇用関係の確認を徹底します。

監督業務の一部を外部機関等に委託するなどの措置を行い、監督体制の強化を行います。

(2) 一括下請負に関する点検の強化

下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合には、元請業者の当該工事に対する実質的な関与について確認します。

下請け会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行います。

(3) 配置技術者の要件の厳格化

主任技術者等配置技術者の要件について、3ヵ月以上の雇用期間を要することとします。

公共工事の施工状況の評価

受注者の適正な選定の確保及び公共工事の品質を確保する観点から、優れた施工については、積極的な評価等を行います。

(1) 技術力の積極的な評価

工事の施工状況の評価(工事成績評定)に当たっては、手抜き工事や粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力を生かして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行います。

(2) 工事成績評定のホームページでの公表

工事成績評定については、ホームページで公表します。

ダンピングの防止

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、手抜き工事、下請等へのしわ寄せにつながりやすいことから、低入札価格調査制度への最低基準の設定等により、ダンピング受注の防止を図ります。

(1) 低入札価格調査制度における最低基準の設定

品質の確保等を図るため、著しい低価格による受注への対応として、5,000万円以上の工事において、設計金額の工事費の項目ごとに最低基準を設定します。

(2) 工事内訳書の提出

入札参加者に対し、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書の提出を入札条件とします。

(3) 低入札価格調査対象工事への対応

適正な施工及び品質を確保するため、施工体制台帳や施工計画書の確認及び現場での施工の監督・検査等を徹底します。

下請代金支払状況等実態調査等を活用して、下請代金の支払いや支払期間等改善の必要がある元請企業に対し、個別指導を充実します。

1SO9001:2000の活用

公共工事を施工する建設企業による品質確保の取組みは、公共工事の適正な施工を確保する上で、発注者である県にとってもメリットが大きいことから、1SO9001:2000（国際標準化機構規格）を活用します。

1SO9001:2000の認証取得について、競争参加者に関する評点において加点項目とします。

1SO9001:2000の認証取得を、入札参加資格の一つとして活用する方向で検討します。

おわりに

現下の厳しい経営環境に対応し、縮小する建設市場の中で生き残っていくためには、経営者の強い自主自立の意識と自助努力が必要です。

この個々の建設企業の意欲的な取り組みの一つ一つが、業界全体に広がることで、建設産業の構造改革が実現されることになります。

建設産業の構造改革の主役は、個々の建設企業自身なのです。

建設企業の新しい時代に向けた自助努力と県の支援策が相乗的に効果を発揮し、早期に建設産業の構造改革、再生・活性化が達成されることを強く期待するものです。

